

被保険者番号不詳でのレセプト請求

✓ 不詳レセプトとは

不詳レセプトは、「マイナ保険証の利用時に、何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できなかった場合」であって、かつ、「マイナポータル画面・資格情報のお知らせ・受診歴等による過去の資格情報が確認できなかった場合」に、患者に「被保険者資格申立書」を記入いただいた上で被保険者番号等を「不詳」として請求するレセプト。

✓ 被保険者番号不詳でのレセプト請求までの手順

被保険者番号不詳でレセプトを請求する場合、以下の手順で実施いただきます。詳細は各項目をご確認ください。

被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否を確認

- ① 不詳レセプトの請求は、何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できなかった場合に実施いただくものですので、対象となるケースかをご確認ください。

患者が被保険者資格申立書を記入

- ② 患者に被保険者資格申立書を記入いただくにあたっては、裏面に記載の「記入のPOINT」を参考に、記入漏れ等のないようご注意ください。

事後での資格確認とレセプト請求

- ③ 不詳レセプトの請求を行う前に、事後で患者の資格確認ができないか、また、旧資格で請求可能ではないか等の確認を行ってください。不詳レセプトとして請求する際は、摘要欄への記入漏れ等がないかも併せてご確認ください。

1 被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否を確認

被保険者番号不詳でレセプト請求を行うにあたり、患者が以下のケースに当てはまるか確認してください。該当しない場合、被保険者資格申立書の使用及び被保険者番号不詳でレセプト請求はできません。

✓ 現在有効な保険資格を有していますか？

被保険者番号不詳でのレセプト請求は、受診時に有効な保険資格を有している患者のみに実施可能です。

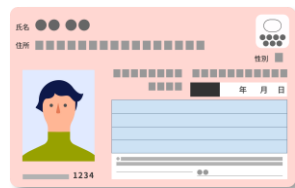
✓ マイナ保険証（マイナンバーカード）を持参していますか？

患者がマイナ保険証（マイナンバーカード）を提示していない場合は、被保険者番号不詳でのレセプト請求はできません。

※資格確認書や、マイナ保険証（スマートフォン）のみをご提示いただいた場合は、被保険者番号不詳でのレセプト請求は行えません。

新生児の場合、マイナ保険証が利用可能となるまで一定の時間を要しますので、マイナンバーカードで資格確認する際は、利用登録済みかご確認ください。

※出生直後に受診する必要がある際は、加入時に資格確認書の交付を受けていただくようご案内ください。



✓ 初診（初回）ですか？

再診や複数回受診の場合、以下の方法で患者の資格情報を確認してください。

再診

過去に受診歴があり、請求に必要な資格情報を把握していれば、口頭で資格情報に変更がないか等を確認いただけます。この場合、確認できた資格で請求してください。

複数回受診

実日数が2日以上ある場合は、資格情報を確認する機会が複数回あることから、医療機関等から患者へ事後的に確認し、判明した資格で請求してください。

裏面もご確認ください。

2 患者の被保険者資格申立書の記入

被保険者資格申立書の記載不備は、レセプト請求後の返戻に繋がることになります。

記入のPOINTをご確認のうえ、可能な限り、漏れなく記入いただくよう患者にご案内ください。マイナンバーカードの券面情報と相違が無いようご注意ください。

📍 記入のPOINT 📍

① 保険種別

保険種別が誤っている場合、審査支払機関で補正ができません。「社保」「国保」等の記入誤りが多いため、ご注意ください。

② 本人・家族の別

「本人」「家族」の区分が誤っている場合、審査支払機関で補正ができません。社保の加入者の場合、正確に記入いただけてください。なお、社保以外はすべて「被保険者（本人）」となります。

③ 連絡先電話番号

事後的に患者から医療機関等に資格情報の提供がなかった場合、医療機関から患者への確認が必要となりますので、漏れなく記入いただけてください。

別紙様式
被保険者資格申立書

有効な保険資格を有しており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要に応じてのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険資格等に関する事項

保険資格の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険資格を有している
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない
本人・家族の別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国民（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自営・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（活動拠点の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療制度の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求させていただきます。

2 マイナンバーカードの券面事項等
(フリガナ)

氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の住所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の住所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 (患者本人の印) _____

連絡先電話番号^{※5} _____

※5 「患者との関係」欄は、保険者の方が署名された欄に記入ください。
※6 電話番号は日中に連絡可能な番号をご記入ください。

※様式イメージ

3 事後での資格確認とレセプト請求

被保険者番号不詳でのレセプト請求を行う前に、以下の点をご確認ください。

☑ 患者から資格情報の提供はありましたか？

患者から事後的に被保険者番号等の**資格情報の提供があった場合、不詳ではなく、確認できた保険資格でレセプト請求**を行ってください。**提供がなかった場合には、患者へ事後確認**をお願いいたします。

☑ 旧資格でレセプト請求が可能なケースではないですか？

マイナ保険証で受付したものの、「資格（無効）」の結果が返ってきた患者に関しては、最新の保険資格が確認できなかった場合、「**旧資格**」で**レセプト請求**してください。「旧資格」で請求した場合でも、新たな保険者等からデータ登録があれば、**レセプト振替・分割機能**により自動的に請求先が振り替えられます。

☑ 摘要欄への入力もれはありませんか？

レセプトの摘要欄に「不詳・カナ氏名・保険種別・保険者等名称・事業所名・住所・連絡先・患者への連絡を行った日」の記録が必要ですので、漏れなく入力されているかご確認ください。

※特に患者の連絡先の未記載が多く、連絡が取れずに、結果として資格の特定に至らず一旦返戻せざるをえないケースもあります。

☑ レセプト振替・分割機能とは

- 審査支払機関において、電子レセプトに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合は、レセプトを新資格に振替または分割するものです。
- 電子レセプトの「振替・分割」により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトは、新資格が判明した場合に、返戻されることなく新資格の保険者へ送付することが可能です。

※一部、レセプト振替・分割において、変更先の資格情報が判明している場合であっても、振替・分割ができず、保険者へ請求後に返戻となる可能性があります。対象外となる事例は、右の二次元コードよりご確認ください。

